

平成 30 年度 指定等文化財

1-1 国指定文化財

①重要文化財（建造物） 阿弥陀寺本堂（旧紀伊藩台徳院霊屋）

- 1 種別（区分） 有形文化財（建造物）
- 2 名称（員数） 1 棟
- 3 所有者 阿弥陀寺
- 4 所在の場所 和歌山市鳴神
- 5 指定年月日 平成 30 年 8 月 17 日

（指 定 理 由）

阿弥陀寺は、和歌山市鳴神に所在する浄土宗寺院で、鳴神の集落内に境内を構え、南に山門を開き、中央奥に本堂を南面して建てる。

本堂は、寛永 10 年（1633）に大智寺境内に建立された旧台徳院霊屋である。大智寺は、紀伊徳川家の初代頼宣が、寛永 9 年に死去した兄である二代将軍秀忠（台徳院）の菩提を弔うため、同年、和歌山城下に創建した寺院である。大智寺は明治維新後に廃寺となったが、台徳院霊屋は明治 4 年（1871）に阿弥陀寺へ移築され、本堂として用いられてきた。昭和 60 年 7 月 26 日付けで和歌山県指定文化財（建造物）に指定された。

本堂は、桁行五間、梁間五間の規模で、屋根は寄棟造、本瓦葺とし、正面に向拝を設ける。四周に縁を廻し、内部は中央の三間四方を内陣、周囲一間通りを外陣とし、内陣の中央後寄りに須弥壇しゆみだんを置く。外観、内部ともに禅宗様を基調としつつ、軒下の組物や向拝廻り、内外陣境の欄間など各所を霊獣や植物の秀逸な彫刻を用いて飾り、また華麗な絵画や極彩色で彩るなど、建物全体に優れた装飾を施す点に特徴がある。

建立した大工等は不明であるが、文政 13 年（1830）には紀伊藩の御大工により修理されたことが棟札より判明する。明治 4 年移築の際の棟札も残り、この時、正面に接続していた廊下を撤去したり、須弥壇を変更する等の改変が加えられたとみられる。

阿弥陀寺本堂は、もと紀伊藩により造営された二代将軍秀忠（台徳院）の霊屋であり、移築に際し一部改変されているものの概ね旧規を残している。将軍の霊廟れいびょうに相応しく、多様な装飾技術を用いて荘厳された質の高い建物であり、徳川家により造営された霊廟建築のうち、江戸時代初期に遡る数少ない遺構として高い価値を有する。



正面全景



内陣

②重要文化財（美術工芸品：書跡・典籍） ^{こんしきんじほけきょう} 紺紙金字法華經 太康七年六月日奥書

- 1 種別（区分） 有形文化財（書跡・典籍）
- 2 名称（員数） 紺紙金字法華經 太康七年六月日奥書 8巻
- 3 所有者 宗教法人 金剛峯寺
- 4 所在の場所 和歌山県伊都郡高野町高野山
- 5 指定年月日 平成30年10月31日

（指 定 理 由）

本品は、高麗^{こうらいこく}国の太康7年（1081）6月に、金山寺（現在の韓国・慶尚北道にある同名寺院に当たるか）の要職を務めていた成元という僧が発願、書写させた8巻本・卷子装の法華經である。藍染した厚手の料紙に金泥で經文を書写しており、全巻が完存している。本作は、統和24年（1006）書写の『紺紙金字大寶積經卷第三十二』1巻（独法国立文化財機構蔵、重要文化財）に次いで古いものである。これ以外に、高麗經は13世紀後半に下るものしか現存していないため、他と比べて群を抜いて古い遺例といえる。

外題は、金泥で頭に以字点を打ち、続いて「妙法蓮華經卷第『○』」と記す。表紙には銀泥で宝相華唐草文^{げからくきもん}が描かれる。その表現は伸びやかで、14世紀以降の折本の高麗經表紙によくみられる形式化した宝相華唐草文とは全く異なっている。さらに、無地の見返に続いて、横長の扉絵が金泥で描かれる。巻第一では、聖衆に囲まれた釈迦が正面を向き露台上で説法する釈迦説法図が、巻第二から巻第八までは、やや身を傾けた釈迦と聴講する僧たちからなる釈迦説法図が配され、扉絵の中央から巻尾側には經意絵が描かれる。經文は1行につき16～19字を数え、金泥による謹厳な楷書で書写されている。巻緒は新補であるが、水晶製の軸首と竹製の八双は当初の可能性がある。

本品は、高麗で流布していた7巻本の法華經ではなく、8巻本である。中国・山西省応県仏宮寺木塔から発見された法華經版本が8巻本であることからも、契丹^{きつたん}の影響が推測される。

本經が我が国に伝来した経緯については不詳であるが、『又続宝簡集』^{ゆうぞくほうかんしゅう}（金剛峯寺蔵、国宝）のうち享保20年（1735）に改められた「御影堂靈宝目録」^{みえどうれいほうもくろく}には、「紺紙金泥法華經一箱」とあり、これに「高麗國金山寺重職成元」と注記が付されている。このことから、遅くとも享保20年には金剛峯寺の御影堂に保管されていたことが明らかである。

このように本經は、法華經全8巻が完存しており、保存状態もよく、類例稀な11世紀の高麗經として極めて貴重である。また、遅くとも江戸時代中期から我が国に伝来したことが確かであり、我が国の仏教史研究上、極めて重要な意義を有している。



紺紙金字法華經 太康七年六月日奥書

1-2 国指定文化財（追加指定）

③記念物（史跡） わかやまじょう 和歌山城

- 1 種別（区分） 記念物（史跡）
- 2 名称（員数） 和歌山城（追加指定後面積 207,523.57 m²）
既指定地 207,474.00 m²
追加指定地 49.57 m² 合計 207,523.57 m²
- 3 所有者 和歌山市
- 4 所在の場所 和歌山市一番丁
和歌山市雑賀屋町東ノ丁（追加指定）
- 5 指定年月日 昭和6年3月30日
平成30年10月15日（追加指定）

（追加指定理由）

和歌山城は、天正13年（1585）に羽柴秀吉が、弟の秀長に命じて現在の虎伏山の山頂を中心に築城させたのが始まりである。その後、慶長5年（1600）には関ヶ原の戦いで徳川家康に味方した^{あきの}浅野幸長が紀伊国を拝領した。幸長は虎伏山の西峰に天守を建て、東峰と北麓に御殿を造営した。元和5年（1619）には、徳川家康の十男である徳川頼宣が^{とくがわよりのぶ}和歌山城主になり、元和7年より和歌山城の整備に着手し、砂の丸・南の丸を新たに造成した。以後、明治維新まで紀伊徳川家の居城であった。石垣と塀が良好に残っていることから昭和6年に史跡に指定された。指定時には大天守や小天守などの建物があつたが、昭和20年の空襲により岡口門（重要文化財）と追廻門を除いて焼失している。山頂には天守、一段下がった本丸には本丸御殿、本丸の北にある二の丸には大奥などがある二の丸御殿があり、その他に西の丸、南の丸、南西には砂の丸があつた。

その後、和歌山市教育委員会によって昭和48年には西之丸庭園（名勝）の整備、昭和55年には大手門の復元整備、平成7年には整備計画を策定、平成11年に御橋廊下の発掘調査が行われた。また、平成20年から27年度まで二の丸大奥の発掘調査が行われ、建物や庭園などの多くの遺構を検出している。

今回追加指定をしようとするのは、江戸時代に「扇の芝」と呼ばれた和歌山城の南西に位置する芝地跡の一角である。扇の芝は頼宣の拡張に伴い形成された場所である。頼宣による拡張の前には砂丘が広がっていたが、南方からの防御のため砂岩の高石垣を築いて、砂の丸を造成した残りの部分が扇の芝と呼ばれた。弘化3年（1846）に焼失した天守の再建の際、ここに御普請所が設けられた。

この城と一体の土地である扇の芝の条件の整った一角を追加指定し、保護の万全を図るものである。



扇の芝 遠景